

# 大分県訪問看護ステーション特定行為看護師養成支援事業実施要綱

## 1 目的

この事業は、訪問看護ステーションにおいて高度かつ専門的な知識が特に必要とされる特定行為看護師等の養成を支援することにより、医師から看護師へのタスクシフトを推進し、在宅医療のより一層の推進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

特定行為研修（特定行為研修が含まれるNP教育課程、認定看護師B課程を含む）を受講する看護師を雇用している県内訪問看護ステーションの設置者（以下「訪問看護ステーション」という。）とする。

## 3 事業内容

訪問看護ステーションが雇用している看護師に特定行為研修を受講させるために負担した受講料とその代替看護師の人件費の助成を行う。

この場合において、受講料の負担の方法は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）に直接支払いを行う場合、又は特定行為研修を受講する看護師に助成を行う場合のいずれでもよいものとする。

### (1) 研修受講料

- ①指定研修機関に支払いを要する受講料（入学料、授業料）を補助する。ただし、研修期間が複数の年度にわたる場合は、研修費用を按分して年度ごとに補助を行う。
- ②特定行為研修を受講する看護師が事業年度の前年度に指定研修機関に対して受講料の支払いを完了している場合において、当該看護師に対する受講料の助成が事業年度内である場合は、補助金の交付対象とすることができる。
- ③補助の対象となった看護師が、当該年度において特定行為研修の受講を中止した場合は補助の対象外とし、交付を受けた補助金がある場合は、全額を県に返納するものとする。

### (2) 代替職員の人件費

特定行為研修を受講させる看護師の代替職員の人件費（賃金、諸手当、社会保険料）を補助する。なお、代替職員とは、所属する看護師を特定行為研修に派遣する間に、当該職員の代替として雇用する看護師をいう。

## 4 補助事業者等

補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な

関係を有する者であってはならない。

## 5 提出書類

(1) 事業実施者は、事業計画認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。

ア 事業計画書（別紙1）

イ 誓約書（別紙2）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 知事は、事業の内容を審査し、相当と認めるときは事業の認定を行い、事業認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

## 6 補助額の算定方法等

補助対象経費及び補助率等については、別に定める大分県訪問看護ステーション看護師研修事業費補助金交付要綱に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

年度大分県訪問看護ステーション特定行為看護師  
養成支援事業計画認定申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名

年度大分県訪問看護ステーション特定行為看護師養成支援事業計画  
について、下記のとおり作成したので認定されるよう、大分県訪問看護ステー  
ション特定行為看護師養成支援事業実施要綱5(1)の規定により申請します。

記

添付書類 事業計画書(別紙1)  
誓約書(別紙2)  
その他参考となる書類

第2号様式

(公印省略)

年度大分県訪問看護ステーション特定行為看護師  
養成支援事業計画認定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で認定申請のあった  
年度大分県訪問看護ステーション特定行為看護師養成支援事業計画について、  
事業計画書のとおり認定したので、大分県訪問看護ステーション特定行為看護師  
養成支援事業実施要綱5（2）の規定により通知します。